



業務上の器物破損は 弁償しなければならない？

弁護士 上岡 亮

Aさんの事務所に、新しいコピー機が入りました。あっという間にコピーをしてホチキス止めまでしてくれる最新機種です。

Aさんは、来客用のコーヒーを運んでいたところ、何かにつまずいてしまいました。「あっ！」つまずいた拍子にコーヒーがコピー機へ…。コピー機は修理不能となってしまいました。後日、会社からAさんに対して、コピー機の見替費用として200万円かかったから毎月10万円を給料から天引きするとの通知がありました。

◆——争点

Aさんは、コピー機の見替費用を支払わなければならないのでしょうか。また、会社がAさんの給与から一方的に天引きすることはできるのでしょうか。

◆——解説

人間である以上、仕事上のミスは必ず発生します。では、このようなミスによって生じた損害について、労働者が全て賠償しなければいけないのでしょうか。

まず、労働者が通常求められる注意義務を尽くしている場合には損害賠償義務は発生しません。過失が認められないからです。

では、労働者に過失が認められるような場合はどうでしょうか。

些細な不注意（軽過失）によって損害が発生した場合であっても、損害賠償義務は発生しないと考えるべきでしょう。会社は、労働者を雇用することによって利益を上げているのですから、仕事上のリスクは会社が負担すべきものと考えられるからです。たとえば、飲食店において食器を割ってしまったり、釣り銭を多く払いすぎたといったものがあります。

Aさんの場合も、軽過失によって生じた損害といえますから、会社に対しコピー機の見替費用を支払う必要はないでしょう。

軽過失とはいえないような注意義務違反が認められる場合には、労働者が損害賠償義務を負うことがありますが、必ず損害の全てを負担しなければならないというわけではありません。

どの程度の賠償が認められるかは、労働者の過失の程度、使用者の管理体制（保険付保の有無、研修体制等）、労働条件の程度等が考慮されることとなりますが、裁判において全額賠償が認められることはまれです。

交通事故を起こした運転手に対して使用者である会社が損害賠償を請求した事案において、最高裁判所は、使用者は損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度において被用者に対して損害の賠償が請求できるとして、この事案においては全額の賠償を認めませんでした。

この他にも、営業課長が債権回収を怠って会社に損害を与えた事案において、請求できる金額を4分の1に制限した下級審の裁判例など、多くの裁判では賠償額が制限されています。

もっとも、労働者の過失の程度が極めて重い場合や故意に損害を生じさせた場合などは、全額の賠償が認められることがあります。下級審の裁判例としては、生鮮魚介類の卸売業者の従業員が、マグロの偽装販売を行った事案において、会社の従業員に対する損害全額の求償が認められたものがあります。

では仮に、労働者が賠償しなければいけない場合、給与から天引きすることができるのでしょうか。

しかし法律は、会社が、労働者に対して損害賠償請求権を持っているとしても、一方的に賃金と相殺することはできないと規定しています（労働基準法24条、17条）。賃金は、労働者の生活を維持するための大切なお金だからです。労働者には賠償金を支払う義務がありますが、他方で会社は勝手に給与から天引きすることができないのです。

◆——対処法

会社から損害賠償を求められた場合は、ミスの内容と損害額の根拠を具体的に確認することが必要です。会社が、ミスの程度を過大に考えていたり、関係のないものまで損害に含めていることもあるからです。安易に給与との相殺に応じることもすべきではありません。前述したとおり、裁判では全額賠償が認められることはまれですから、まずは会社とよく話合ってみましょう。

執筆者プロフィール

上岡 亮（うえおか あきら）

弁護士（第二東京弁護士会）。慶應義塾大学法学部卒業後、保険会社勤務を経て（在職中FP資格を取得）、東京都立大学（現首都大学東京）法科大学院修了。趣味はゴルフ、ドライブ、野球観戦。

所属：東京リベルテ法律事務所

<http://www.tokyoliberte.com/index.html>